

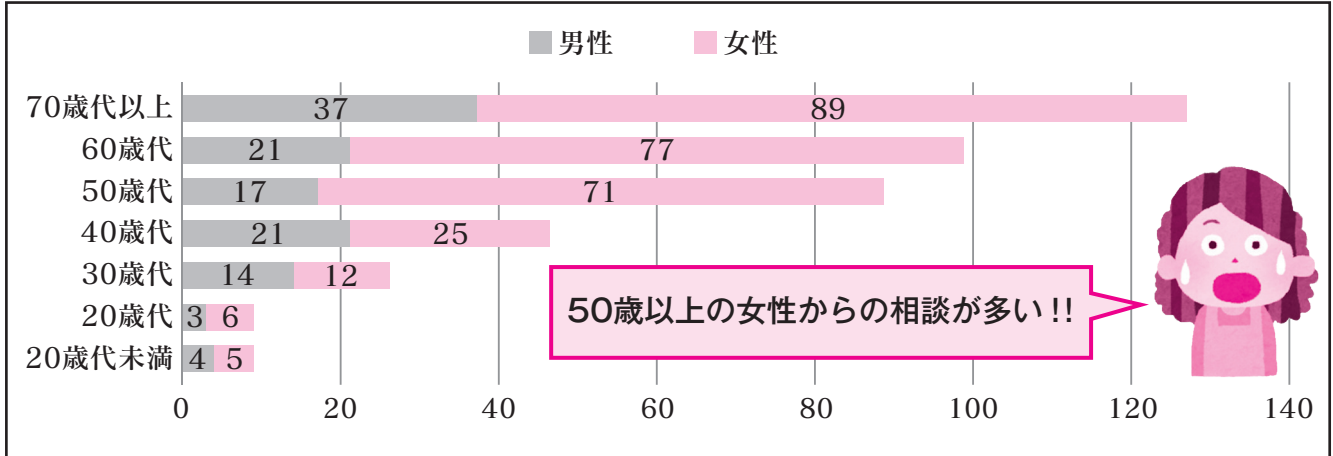
～宇和島市消費生活センターより～

宇和島市の消費生活相談状況

平成29年度に宇和島市消費生活センターで受付した相談状況です。

《年間 435件 前年度より 80件増加!!》

契約当事者の年齢別件数 ※年齢不明：33件除く



※相談件数の多いものは次のとおりです。

順位	商品分類	件数	事例
1位	商品一般	178	ハガキによる架空請求・消防署を騙る不審電話
2位	通信・サービス	92	SMSによる架空請求・ワンクリック詐欺等
3位	金融・保険サービス	25	多重債務整理相談・サラ金からの請求
4位	食品	22	健康食品など定期購入トラブル
5位	教養娯楽品	19	PCセキュリテーターソフト、娯楽品等

<ハガキによる架空請求例>

- ハガキの内容「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というもの。
- 発送元は「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」や「民事訴訟告知センター」等。
- 連絡をさせる為に取り下げ最終期日がハガキ到着の翌日等になっているもの。

これは、50代～70代の女性宛に届いているケースが多く、実際に電話を掛けたら、弁護士を案内され高額請求を受けたが、コンビニに誘導されたことで詐欺だと気づき被害を免れたという事例もありました。

<SMSによる架空請求例>

- 「有料動画の未納料金がある。連絡なき場合は法的手続きに移行する。」とメッセージがSMS（ショートメッセージサービス）で届いた。
- アマゾン、Yahoo、DMM等を騙っている。

相手先に連絡し、指示されるままにコンビニでギフトカードを購入し、そのギフトカード番号を知らせたことで被害にあったという事例もありました。

<ネットショッピングでのトラブル例>

- ネットショッピングで商品を購入し、お金を振込んだが商品が届かない。
- 事業者と連絡が取れない。
- スマホで健康食品を1回注文したつもりが定期購入になっていた。

契約とは・・・



普段あまり意識していませんが、私たちは日々「契約」を交わしながら生活しています。たとえば、コンビニで品物を買って、代金を支払うという行為は「契約」と言われるものです。友達に会う「約束」は、道徳的な問題で、忘れたからといって、法的に会うことを強制されるものではありません。しかし、「契約」は法律上の権利や義務が発生し、道徳的な「約束」とは違ってきます。この「契約」を理解しておくことが、消費者トラブルに巻き込まれないために重要となってきます。

※店舗で購入した商品はクーリング・オフ（一定の期間内であれば、申込みの撤回または契約の解除ができる制度）**適用外**です。返品や返金に応じるかは、店舗次第になります。

契約の成立について

- 契約は、一方の「申込み」と相手方の「承諾」という意思表示の合意によって成立します。
- 契約が成立すると、互いに権利と義務の関係が生まれ、互いに守らなければなりません。
- 契約は口約束でも成立します。
- 契約書は、すべての契約に義務付けられているものではありませんが、後々のトラブルを避けるために、契約の内容を明らかにする意味があります。

これらはすべて契約です



契約の無効と取消し

契約は原則自由にできますが、一度成立した契約はお互いに守らなければならず、一方的な都合だけで契約内容を変更したり、やめたりすることはできません。

しかし、民法などの法律によって、契約の「無効」「取消し」ができる場合があります。

【無効】

無効と認められる契約については、はじめからその契約による法律効果が生じないということになります。

【契約の取り消し】

契約の取り消しとは、法律で定められた要件を満たす場合に、取消権を持つ者が相手方に対し、取消しの意思表示をすることにより、いったん成立した契約の効果を失わせることです。

【未成年者取消し】

満20歳未満の未成年者が契約する場合は、原則、法定代理人（親権者など）の同意が必要で、同意のない契約は取り消すことができます。

但し！！このような場合は未成年者契約の取消しはできません。

- 未成年本人が「20歳以上とウソをついた場合」の契約
- こづかいの範囲内での契約
- 20歳未満でも結婚している場合 など



ご不明な点があれば
宇和島市消費生活センターに
ご相談ください。

宇和島市消費生活センター

宇和島市役所 2階企画情報課内

☎0895-20-1075